

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>1. 「岩手緊急事態宣言」の発令を踏まえ、県はじめ行政と県民が新型コロナ第6波の感染急拡大への危機感を共有し、一体となって感染抑止の取り組みを強化すること</p> <p>1) 知事を先頭に適時適切にオミクロン株の特性と感染状況、具体的な対策などを県民に強く、丁寧にアピールすること。</p>	<p>本県では、ホームページ等により感染状況の情報提供を随時行っているほか、新型コロナウイルス感染症対策本部において、岩手警戒宣言や岩手緊急事態宣言による具体的な対策などを県民に対し呼びかけているところであり、引き続き、県民に分かりやすい情報提供に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>1. 「岩手緊急事態宣言」の発令を踏まえ、県はじめ行政と県民が新型コロナ第6波の感染急拡大への危機感を共有し、一体となって感染抑止の取り組みを強化すること</p> <p>2) 県民、事業者、学校等で、オミクロン株による感染急拡大への危機感を共有し、マスクの正しい着用、手指衛生、換気などの基本的感染対策の徹底を図ること。</p>	<p>本県では、ホームページ等の様々な媒体を通じて、基本的感染対策について情報提供を行っているほか、新型コロナウイルス感染症対策本部において、岩手警戒宣言や岩手緊急事態宣言により基本的な感染対策の再徹底などを県民に対して呼び掛けているところであり、引き続き、県民に分かりやすい情報提供に努め、基本的感染対策をはじめ感染予防や拡防止に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>1. 「岩手緊急事態宣言」の発令を踏まえ、県はじめ行政と県民が新型コロナ第6波の感染急拡大への危機感を共有し、一体となって感染抑止の取り組みを強化すること</p> <p>3) 感染が急拡大している他都道府県との不要不急の往來の自粛と感染リスクの高い場所を避けること。</p>	<p>県では、県内での感染拡大を受け、人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えたことから、令和4年1月23日に「岩手緊急事態宣言」を発出し、感染拡大を抑え込むため、感染対策を強化したところです。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を自粛すること。 ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えること。 ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、感染が拡大している地域との往來は、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。 <p>などについて、県民の皆様に対し、お願いしたところです。</p> <p>今後においても、これまで以上の基本的な感染対策の再徹底により、感染拡大防止に努めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>2. 感染の急拡大に対応できる保健所体制抜本的強化を早図ること</p> <p>1) 東京都墨田区（第5波に際し、定数の10倍に当たる110人の感染症対策の体制をつくり、重症・死亡事例をゼロに抑えた）の取り組みを参考に、思い切った保健所体制の強化を図ること。</p>	<p>保健所体制の強化については、クラスター発生等により、業務が逼迫した保健所を支援するため、本庁に総括課長級職員をリーダーとする5名（リーダー・班員4名）のチームを4チーム設置するとともに、広域振興局内に担当課長級以上の職員をリーダーとする6名（リーダー・班員5名）のチームを保健所毎に設置し、即応支援できる体制を構築したところです。</p> <p>また、感染拡大の状況に応じて、保健所の積極的疫学調査等を支援する保健所支援本部の設置や、自宅療養者の健康観察等を支援するいわて健康観察サポートセンターの設置など、保健所機能の強化にも取り組んでいます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>2. 感染の急拡大に対応できる保健所体制抜本的強化を早図ること</p> <p>2) 保健所と医療機関との連携をさらに強化し、すべての陽性患者の医療機関での診察、入院または宿泊療養施設での治療、隔離の体制を強化し維持すること。</p>	<p>本県では、第5波までの新型コロナウイルス感染症の患者は、原則入院又は宿泊療養としていましたが、感染力の強いオミクロン株による第6波においては、病床や宿泊療養施設の使用率が急速に増加したことを踏まえ、無症状者や軽症者で入院等の必要がないと判断された方を対象に、令和4年2月1日から自宅療養を開始し、自宅療養者に対しても、県医師会や看護協会の協力で健康観察や医療支援を行う等、重症化リスクに応じた医療体制の強化を図ったところであり、今後においても、新型コロナウイルス感染症患者への適切な医療の提供に向け、万全の体制で取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>2. 感染の急拡大に対応できる保健所体制抜本的強化を早図ること</p> <p>3) やむを得ない自宅療養者に対する訪問診療・訪問看護などの支援体制を確保すること。</p>	<p>本県では、第5波までの新型コロナウイルス感染症の患者は、原則入院又は宿泊療養としていましたが、感染力の強いオミクロン株による第6波においては、病床や宿泊療養施設の使用率が急速に増加したことを踏まえ、無症状者や軽症者で入院等の必要がないと判断された方を対象に、令和4年2月1日から自宅療養を開始しました。</p> <p>自宅療養者に対しては、県医師会や看護協会の協力で健康観察や医療支援を行っており、更に県庁に「いわて健康観察サポートセンター」を設置し、健康観察のほか必要に応じた食料品の支援を実施しております。今後においても、新型コロナウイルス感染症患者への適切な医療の提供に向け、万全の体制で取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命とくらしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>3. 医療機関・宿泊養施設の確保について</p> <p>1) 計画している400床(最大規模)の病床確保へ、医師・看護師等の増員と配置に取り組むこと。</p>	<p>本県においては、新型コロナウイルス感染症の対応に対し、適切な医療を提供するとともに、一般医療への影響を最小限にとどめ、限られた医療資源を有効に活用する医療体制の方針としており、医療従事者の体制については、それぞれの医療機関において、職員の配置換え等により計画的な対応にご協力いただいています。</p> <p>このうち、県立病院においては、多忙となっている病院に対して、病院間の医師・看護師の相互応援等を行っており、看護師については、応援体制強化などのため、令和3年度から36名を配置し対応しています。</p> <p>県としては、引き続き、限られた医療資源を有効に活用し、オール岩手で新型コロナウイルス感染症に対応していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命とくらしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>3. 医療機関・宿泊養施設の確保について</p> <p>2) 宿泊療養施設(現在3施設370室)を県南にも設置するとともに、医師会等と連携し医師・看護師の配置に取り組むこと。</p>	<p>宿泊療養施設の看護師については、会計年度任用職員や人材派遣会社への委託等により、体制強化を図ってきたところであり、今後、更に増員が必要な場合は、これらに加え、民間医療機関からの応援体制も構築しています。</p> <p>県としては、引き続き、限られた医療資源を有効に活用し、オール岩手で新型コロナウイルス感染症に対応していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命とくらしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>3. 医療機関・宿泊養施設の確保について</p> <p>3) 重症化リスクのある患者を対象とする経口治療薬や中和抗体薬を迅速に投与できる体制を確保すること。</p>	<p>経口治療薬及び中和抗体薬については、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、当面の間、厚生労働省が所有した上で、本剤が配分されているところです。</p> <p>引き続き、国からの情報を共有し、安定供給に向けた対応に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命とくらしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>4. 3回目のワクチン接種早期・確実な促進を図ること</p> <p>1) 3回目のワクチン接種(人口比1.5%)の早期・確実な接種へ、先進的取り組みの普及など市町村への支援を強化すること。地元医師会との連携を強化すること。</p>	<p>県では、希望する県民が早期に3回目接種を受けることができるよう、円滑な接種体制の確保に向け、令和4年1月27日に、県医師会に対し、3回目接種の円滑な実施について協力依頼を行ったところであり、市町村と関係郡市医師会が連携し、接種の加速化が図られるよう調整を進めていきます。</p> <p>また、3回目接種の加速化を図るため、県と市町村との会議を通じ、先進的な取組を実施している自治体の好事例の情報提供などにより、市町村の接種体制確保の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>4. 3回目のワクチン接種早期・確実な促進を図ること</p> <p>2) 特に医療従事者、高齢者施設従事者、高齢者、基礎疾患のある方の早期接種を促進すること。</p>	<p>県では、施設内における感染拡大防止や重症化リスク等を踏まえ、医療従事者、高齢者施設等の入所者・従事者、高齢者、基礎疾患のある方への早期の接種を市町村に促してきたところです。</p> <p>特に高齢者施設等については、県内でもクラスターが発生していることから、令和4年2月17日付けで、市町村に対し、早期の接種を要請したところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>4. 3回目のワクチン接種早期・確実な促進を図ること</p> <p>3) 市町村へのワクチン供給の計画を早めに示し供給すること。</p>	<p>令和4年2月15日に、厚生労働省から新型コロナワクチンの中長期の見通しが示され、県内では令和4年8月までに接種間隔が6か月経過する方が約101万5千人程度見込まれるのに対し、ファイザー社ワクチンが約55万8千回、モデルナ社ワクチンが約54万9千回、合計では約110万7千回供給される見通しで、必要な総量は確保できる見通しとなっており、市町村別の供給量と供給スケジュールも既に示しているところです。</p> <p>県としては、ワクチンの市町村間の配分調整などを通じて、市町村の接種の加速化を支援していきます。</p> <p>また、ワクチンの配送スケジュールは、現在でも週単位となっていることから、市町村が計画的に接種体制を構築することができるよう、引き続き国に対し、日時指定での配送に見直すよう要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>4. 3回目のワクチン接種早期・確実な促進を図ること</p> <p>4) 県として、集団接種、事業者・職域接種に積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、3回目接種に係る市町村の接種体制を補完するため、令和4年2月26日から県央及び県南地域において、県の集団接種を実施することとしており、県医師会や関係医療機関と調整のうえ、予約枠を可能な限り拡大し、接種の加速化を図ることとしています。</p> <p>また、1・2回目接種では、効率的な接種を図っていく観点から、国の職域接種の対象とならない中小企業や団体等を対象に、団体単位での予約枠を設け接種を実施してきたところですが、今後の県の集団接種においては、市町村の接種体制確保の状況などを踏まえ、実施の方向性について検討していきます。</p> <p>国の職域接種については、1会場当たりの接種人数が原則1,000人以上から500人以上に要件が緩和されたところであり、引き続き、県のホームページを通じ、関係企業・団体等の活用を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>5. PCR 等検査体制の強化について</p> <p>1) 「ワクチン・検査パッケージ」を活用した無料で受けられる PCR 等検査を拡充し継続すること。 検査体制の強化を図ること。検査試薬・資材の確保に努めること。</p>	<p>PCR等検査については、検査証明書の必要な方がPCR検査や抗原定性検査を無料で実施する事業とともに、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、感染不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種の有無を問わず希望する方へ、無料検査をする事業を実施しています。</p> <p>県内では、薬局を中心に、令和4年2月15日時点で93事業者が登録しており、県内全ての市町村で利用することができます。</p> <p>なお、本県ではオミクロン株による感染急拡大を受け、令和4年1月9日から、感染不安のある方のPCR等無料検査を実施しており、行政検査と併せ、引き続き、検査体制の充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>5. PCR 等検査体制の強化について</p> <p>2) 病院等医療機関、高齢者施設、保育、学校等で定期的な検査を実施すること。</p>	<p>社会的検査については、高齢者施設等の入所者に陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者を原則、全員検査することとしており、引き続き、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会等の意見を踏まえながら、検査体制の強化を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>5. PCR 等検査体制の強化について</p> <p>3) 抗原検査キットの無料配布と活用など積極的に検査に取り組むこと。</p>	<p>抗原検査キットについては、国により、医療機関や高齢者施設などに配布され、これらを活用した検査が行われているところであり、引き続き、抗原検査キットを活用した検査が実施されるよう周知していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>6. 生活困窮者、事業への支援強化について</p> <p>1) 支援の対象となっていない生活困窮者への支援策を国に求めるとともに、県としても実施すること。生活福祉資金（特例）、総合支援資金、生活困窮者支援金、住居確保資金等の活用を推進すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、生活に困窮している方々に対しては、生活福祉資金の特例貸付をはじめ重層的なセーフティネットにより支援を行っています。</p> <p>生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関においては、生活に困窮している全ての方々に対し、生活状況や収入状況の改善の見込み等について、電話、書面、メール等で確認の上、必要に応じて生活福祉資金の活用や住居確保給付金の支給を始め、自立のために必要な支援を行っています。</p> <p>県としては、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関における人員体制の確保や相談対応力の向上を支援しながら、引き続き、これらの機関と連携し、様々な困難を抱える方々に適切な支援が行えるよう、取り組んでいきます。</p> <p>また、県では、全国知事会を通じて、生活福祉資金の特例貸付における償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じるよう、また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金における支給要件（収入、資産、求職活動）を緩和するよう国に緊急提言を行ったところであり、今後も機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>6. 生活困窮者、事業への支援強化について</p> <p>2) 事業復活支援金の拡充と早期の申請・支給を国に求めること。雇用調整助成金の特例措置の継続を求めること。県独自の事業者支援策を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、中小事業者の経営継続を図っていくため、事業復活支援金について、支援額の増額や要件緩和のほか、申請の簡素化、サポート体制の確保、迅速な給付など、全国知事会を通じ国に対し働きかけを行っています。</p> <p>雇用調整助成金等の特例措置について、令和4年6月までの具体的な助成内容は示されていますが、同年7月以降の特例措置の延長についても早期に決定するよう、全国知事会と連携し国に対し強く働きかけを行っています。</p> <p>また、県においても、感染拡大による経営への影響や業種による事業者の状況などの情報収集に努めるとともに、関係団体等と連携して、効果的な支援の方法等について、追加の事業の構築や既存事業の拡大、拡充を含めて、検討を進めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課 定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【新型コロナ感染症第6波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ】</p> <p>6. 生活困窮者、事業への支援強化について</p> <p>3) 米価暴落を繰り返させないために、在庫米の市場からの隔離を国に強く求め、生活困窮者等への支援に回すこと。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国主導による実効的な過剰米への対策を推進するよう、国に対し、繰り返し要望しています。</p> <p>なお、国では令和2年度から子ども食堂等に対して政府備蓄米の無償交付を行っているほか、令和3年12月に成立した国の令和3年度補正予算における「コロナ影響緩和特別対策」に、JAなど集荷団体と実需者等が連携して、子ども食堂等の生活弱者に米を提供する場合にその経費を全額支援する事業等が盛り込まれているところであり、こうした支援策の情報を関係団体等に提供していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>県産米戦略室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>